

## 新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画横越インター北地区地区計画を次のように変更する。

名 称	横越インター北地区地区計画	
位 置	新潟市江南区横越上町1丁目の一部、同区横越上町5丁目の一部	
面 積	約2.6ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、都市計画道路横越新潟線に面し、国道49号横雲バイパスの横越インターインターに近接しているなど、業務地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また、民間開発により都市基盤施設を整備し、工業業務系施設を主体とした建築物の整備が予定されている地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い業務地の形成を図るとともに、環境面に配慮した土地利用の誘導を本地区計画の目標とする。</p>
	土地利用の方針	本地区の土地利用は、幹線道路沿線の業務地にふさわしい業務系施設の立地誘導を基本とし、環境面にも配慮した健全な土地利用の促進を図る。
	建築物の整備の方針	健全で利便性の高い土地利用の誘導を図るため、建築物の用途及びかき・さくの構造について適切な規制誘導を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法別表第二(い)項第1号から第4号までに掲げるもの</li> <li>(2) 建築基準法別表第二(は)項第2号に掲げるもの</li> <li>(3) 建築基準法別表第二(に)項第6項に掲げるもの</li> <li>(4) 建築基準法別表第二(ほ)項第4号に掲げるもの</li> <li>(5) 建築基準法別表第二(と)項第5号に掲げるもの</li> <li>(6) 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの</li> <li>(7) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> </ul>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさく（門柱及び門扉は除く）の構造は生垣とする。</p> <p>ただし、高さを道路面より0.4メートル以下としたもの、又は網状その他これに類する形状であるものとした場合はこの限りでない。</p>

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

横越インター北地区地区計画 計画図 S=1:2,500

S = 1 : 2, 500

